医療費控除は

領収書では医療費控除は 受けられません!

"医療費控除の明細書"の添付が必要です

改正の ポイント 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

"医療費控除の明細書"の添付

が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと)をお願いします。
- (注) 令和4年1月1日以後に令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、医療費通知に代えて①社会保険診療報酬支払基金及び国民 健康保険団体連合会の医療保険者等の医療費の額を通知する書類に記載すべき事項が記載された書類又はその書類に記録した電子証 明書等に係る電磁的記録印刷書面か、②医療保険者等の医療費の額を通知する書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る 電磁的記録印刷書面のいずれかの書類の添付ができることとされました。

医療費控除の明細書 (裏面) の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん) 国税太郎さんが受けた医療 6,000円 (1) 3,400円 ① 5/28 ■■病院 ▲▲薬局 医薬品 700円 国税花子さんが受けた医療 ○○診療所 3,300円 [(3) 1,100円 医療を受けた人 病院・薬局 ごとに医療費を合計 て記載します。

	**このf	年分 医 学齢を受ける方は、セルフ	療費控除の メディケーション税					
	住 所		氏 名			_		
	1 医療費通知に記載された事項 医療費通知(※)を添げる場合、高記の1)~(4を記入します。							
	※医療保険者等が発行する医療費のが記載されたものをいいます。	(1) 医療養通知に記載 された医療費の額	(2) (1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3) (2)のうち生命保険 や社会保険など 補てんされる会業	Ř			
	(例:健康保険組合等が発行する ①被保険者等の氏名。②療養を受 ②療養を受けた制度・診療所・(支払った医療費の順、⑥保険者等	とけた年月、③振襲を受けた者、 第月等の名称、⑤被保険者等が	PI	Ø ⊞	0 1	この明細書は、申告書と		
	2 医療費(上記1以外)の明細 「領収書1枚」ごとではなく、 編 「 医療を受けた方」、「 領収等」ごとにまとめて記入できます。 曹							
		病院・薬局などの 変払先の名称 (3)	医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5)(4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額	中		
		□診療・□乾薬品		P	ı	日星		
	$\gamma \sim$	\sim						
2 医療費(上記1以外)の明細								
	(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局など 支払先の名称	'の (3)	医療費の区分		E払った医療費 O額		
1	国税 太郎	■■病院		據 ■介護保険: 非入□その他の图),400円		

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで!

確定申告

同上

国税 花子

(2)

3

Q

▲▲薬局

〇〇診療所





700円

4,400円

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

年分 医療費控除の明細書 【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

<u>性</u> ,所

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

- ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
- (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
- 支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2)	(1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3)	(2)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
円	P	円	•	F.

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書 1 枚」ごとではなく、

「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2)病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5)(4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額	
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □ その他の医療費	円	円	
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □ その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費			
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □ その他の医療費			
	2 の 合 i	t	⁽²⁾	(1)	
医	要の合計	A (②+③)	H B (40+	-①) 円	
3 控除額の計算					
支払った医療費	(合計) 円	A			
保険金などで 補てんされる金額		В			
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)			計欄の金額を転記します。	
所得金額の合計額			の場合には、それぞれの金額を加算します。 眼瞼所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額		
D×0.05	(赤字のときは0円)		かに申告分離課税の所得がある 舒別控除前の金額) 損失申告の場合には、申告書		
Eと10万円のいずれか 少ない方の金額		F 4 編志	対損失を差し引く計算」欄の⑩	の金額を転記します。	
医療費控除額 (🖸 - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G 申告書第- 費控除欄(<u>表</u> の「所得から差し引か こ転記します。	れる金額」の医療	